

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成30年7月20日

香川県知事職務代理者
香川県副知事 西 原 義 一

香川県規則第35号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則
香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前									
第66号様式（第26条関係）										第66号様式（第26条関係）									
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 香川県税事務所長 殿		※処理事項 徴収番号 審査 調定 課税台帳 入力		名称 所在地 電話（ ）		住所 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）		④											
		経営施設 特別徴収義務者		年 月分 ゴルフ場利用税納入申告書		経営期間 自 年 月 日 至 年 月 日		税 率① 円		利用人員② 人		左記のうち非課税の人員③ 人		課税人員②-③=④ 人		税額①×④=⑤ 円			
非課税の状況 利用者⑥及び⑦を除く		利用者の区分 年齢18歳未満の者 ⑥		人員⑤ 人		非課税額①×⑤ 円		利用者の区分 国民スポーツ大会参加選手		人員⑤ 人		非課税額①×⑤ 円							
		年齢70歳以上の者 ⑦		人員⑤ 人		非課税額①×⑤ 円		教員、学生等 〔教育活動として行う場合に限る。〕		人員⑤ 人		非課税額①×⑤ 円							
		障害者（⑥及び⑦を除く）		人員⑤ 人		非課税額①×⑤ 円		計		人員⑤ 人		非課税額①×⑤ 円							
		連絡事項		注		1 ※欄は、記入しないでください。 2 業務利用及び軽減税率に係る利用については、それぞれの内容ごとの利用者数を連絡事項欄に記入してください。		注		1 ※欄は、記入しないでください。 2 業務利用及び軽減税率に係る利用については、それぞれの内容ごとの利用者数を連絡事項欄に記入してください。									

附 則

- 1 この規則は、平成35年1月1日から施行する。
- 2 改正前の第66号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。